

一般財団法人全国市町村振興協会災害対策支援金交付規程

平成17年6月24日 規程第77号
改正 平成26年6月12日 規程第17号
改正 令和8年3月25日 規程第33号

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人全国市町村振興協会（以下「全国協会」という。）が、都道府縣市町村振興協会（以下「地方協会」という。）を通じて被災市町村等に交付する災害対策支援金（以下「支援金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支援金の目的)

第2条 この支援金は、地震、噴火等の大規模災害による被災者の自立及び被災地域の総合的な復興対策を支援し、もって被災地域の早期復興に資することを目的とする。

(対象とする災害)

第3条 支援金の対象となる災害は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害のうち、地域社会及び住民生活に及ぼす影響が甚大かつ長期にわたり、国及び都道府県による復興支援のための特別の措置が講じられるものであって、全国協会理事長（以下「理事長」という。）が支援の必要があると認めたものとする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、被災状況、避難者数等に応じて、1都道府県ごとに5億円を超えない範囲内において理事長が定める。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成17年6月24日から施行し、平成16年10月23日以降に発生した災害に係る支援金から適用する。

附 則（平成26年6月12日規17）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月25日規33）

第1条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

第2条 この規程の施行後5年を目途として、この規程による改正後の規定の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。